

平成20年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会

日 時 平成20年6月23日(月) 午後6時30分~午後8時40分

場 所 市役所本庁舎5階 第1委員会室

出席者

役職	氏名	出席	事務局
会長	角田 義寛		副市長 白井 俊
副会長	傳法 公暦		企画経済部部長 佐々木 隆哉
委員	青木 昭子		企画経済部協働推進・市民の声を聞く課長 松田 裕
委員	五十嵐 満行		企画経済部協働推進・市民の声を聞く課主査 岩本 隆行
委員	柴田 由美子		企画経済部協働推進・市民の声を聞く課主査 田村 奈緒美
委員	砂子 タケ子		企画経済部協働推進・市民の声を聞く課主任 西山 隆之
委員	村山 俊之		
委員	今中 建男		
委員	熊谷 美香		
委員	長 良幸		
委員	西 陽子		
委員	松原 勇夫		
委員	三島 照子		
委員	上田 均		
委員	吉田 宏和		

傍聴者 3人

=====

【事務局(佐々木部長)】

これより、平成20年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会を開会いたします。私、企画経済部長の佐々木と申します。どうぞよろしくお願ひします。皆さまへの委嘱状は各お席に配布しておりますのでご確認くださいますようお願ひいたします。

本日は第1回目の審議会ですので、会長の選任が議題となっております。会長が選任されるまでは私が議事の進行をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、今回の委嘱にあたりまして副市長の白井よりごあいさつを申し上げます。

【白井副市長】

本日はご多用の中、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいま、お手元に委嘱状を交付させていただきました。皆さまには何かとご多用の中、委員就任にご承諾いただきましたことを心よりお礼申し上げます。本来であれば、この席で田岡市長よりごあいさつをするところでございますが、他の公務がございまして出席がかないませんことから、代わって私より第4次石狩市市民参加制度調査審議会の委員委嘱にあたりまして、一言ごあいさつさせていただきたいと存じます。

本市の市民の声を活かす条例は平成14年に全国に先駆けて、行政活動の市民参加の手法を総合的、

包括的に定めた条例であることはご承知のとおりでございますが、早いもので条例制定から 6 年が経過し、昨年度までの手続総数が 355 件、そこに参加をされた市民の皆さまは 1 万 2796 人にものぼります。こうした市民参加の実践の積み重ねを通して市役所も市民に対する情報提供や市民の考えを意識した施策の企画立案など、その意識は確実に変わってきており、また市民の皆さんも地域の課題を自分たちの問題として捉え、主体的にまちづくりを進めようという動きが地域全体に広がりを見せてまいりました。こうした中で市民と市役所の間に立つ、この市民参加制度調査審議会では、市民参加制度の仕組みを一層効果的なものとするためのアイディアや、より地域に浸透させていくための方策をご検討いただき、これまでも自治基本条例制定のきっかけとなった提言や、過去の制度運用についての総括的評価に基づく条例見直しなど、さまざまな観点から具体的な提言をいただいております。その意味で、本市の市民参加制度、市民協働の推進にこの審議会が果たす役割は非常に大きなものがあり、今回発足する第 4 次審議会におきましてもご活躍を期待するところでございます。

全国に先駆けて取り組んだ本市の市民参加制度ですが、その中味はまだまだ発展途上のものと思っておりますので、そうしたことから皆さんにはぜひ本制度の今後の成長のためにもお力添えをいただきますとともに、これから 2 年間、さまざまな視点からの闘争なご議論を尽くしていただければとお願い申し上げまして私からのごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

【事務局（佐々木部長）】

それでは、最初に会長と副会長の選出ということになりますが、その前に、今回は最初の審議会でございますので各委員の皆さんに自己紹介を順次お願いしたいと思います。また、その後事務局職員の自己紹介もさせていただきたいと思います。

【青木委員】

国際ソロブチミスト石狩から選出されました青木昭子と申します。どうぞよろしくお願いします。

【五十嵐委員】

皆さんこんばんは。私は石狩文化協会の理事をしておりまして、そちらからの推薦でこの審議会に参加させていただくことになりました。わからないことが多いのですが皆さんのご指導を得ながら頑張ってまいりたいと思いますので 2 年間よろしくお願いします。

【柴田委員】

皆さんこんばんは。石狩市女性団体連絡協議会から選出されました柴田由美子です。厚田区から来ております。よろしくお願いします。

【砂子委員】

消費者協会理事の砂子と申します。環境審議会で 6 年ほど委員をやっておりましたがこちらは初めてですので勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

【村山委員】

連合町内会連絡協議会からまいりました村山でございます。初めての参加でございますので本当にわかりません。よろしくお願いしたいと思います。

【吉田委員】

こんばんは。石狩市役所の企画経済部市長政策室秘書広報課長の吉田です。どうぞよろしくお願いします。

【傳法委員】

藤女子大学の傳法でございます。どうぞよろしくお願ひします。

【角田委員】

おばんでございます。角田でございます。第3次に引き続きまして委員をやらせていただくことになりました。どうぞよろしくお願ひします。

【三島委員】

一般公募の三島と申します。よろしくお願ひいたします。

【松原委員】

一般公募の松原と申します。よろしくお願ひします。このような委員は今回が初めてですので指導をよろしくお願ひします。

【西委員】

一般公募の西陽子と申します。NPO法人ひとまちつなぎ石狩の理事をしております。どうぞよろしくお願ひします。

【長委員】

一般公募の長と申します。厚田で農業をやっております。よろしくお願ひします。

【今中委員】

一般公募の今中建男と申します。建築の建に男と書いてたつおと読みます。私は関西、神戸の出身で60歳を半ばまで過ぎておりますが、人生の半分を北海道で過ごしておりますので第2のふるさとという感じで、ますます北海道での生活が長くなっていくという感じです。一線も退きまして若干のアルバイト的な仕事もしておりますけれども、勉強させていただきながら少しでもお役に立てればと思いまして応募いたしました。どうぞよろしくお願ひします。

【熊谷委員】

前回に引き続き委員をさせていただきことになりました熊谷と申します。よろしくお願ひします。

【事務局（佐々木部長）】

それでは事務局の自己紹介をさせていただきます。私は企画経済部長の佐々木と申します。事務局のトップということになりますので、これから皆さま方に2年間いろいろご指導をいただくことになると思います。よろしくお願ひいたします。

【事務局（松田課長）】

おばんでございます。企画経済部協働推進・市民の声を聴く課、課長の松田と申します。同じく事務局を担当させていただきます。今後2年間よろしくお願ひいたします。

【事務局（岩本主査）】

おばんでございます。協働推進・市民の声を聴く課、岩本と申します。よろしくお願ひします。

【事務局（田村主査）】

協働推進・市民の声を聴く課、田村と申します。2年間どうぞよろしくお願ひします。

【事務局（西山主任）】

協働推進・市民の声を聴く課、西山と申します。よろしくお願ひします。

【事務局（佐々木部長）】

本日、委員の中の総務部職員課長、上田委員は別の業務と重なっているため遅れてまいります。何

卒ご了承をお願いします。以上で各委員と事務局の自己紹介を終わらせていただきます。それでは、次に会長、副会長の選出でございます。市民の声を活かす条例の中では、市職員ではない委員の中から委員の互選によって会長と副会長を選ぶことになっておりますけれども、選任方法などについて、あるいはこの方が良いのではないかというご意見がありましたらよろしくお願いいいたします。

【傳法委員】

事務局に何かお考えはありませんか。

【事務局（佐々木部長）】

事務局の考えということですが、事務局の方でお話しさせていただいてよろしいでしょうか。

= 「はい」の声 =

【事務局（佐々木部長）】

事務局としては、会長に 2 期目でもあります角田委員、副会長は藤女子大学の副学長をされていらっしゃいます傳法委員と考えておりますがいかがでしょうか。

= 「異議なし」の声 =

【事務局（佐々木部長）】

ありがとうございます。会長に角田委員、副会長に傳法委員ということで、よろしくお願いいいたします。

それでは、白井副市長から角田会長に諮問書を手渡したいと存じます。

= 諒問 =

【事務局（佐々木部長）】

白井副市長はこのあと公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

それではこのあと角田会長に就任にあたってのごあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いしたいと思います。

【角田会長】

会長を仰せつかりました角田でございます。第 3 次の委員からやらせていただきまして、その時は副会長ということでしたのでその関係でご推薦をいただいたものと思います。

私は 5 年前まで札幌市役所におりまして専門家の方々に諮問することは慣れておりますけれども逆の立場は慣れておりませんので、皆さまの絶大なるご協力をいただきながら会長としての任務をなんとか全うしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

それではさっそく議事に入らせていただきたいと思います。本日は 20 時 30 分くらいを目処に終了したいと思っておりますので円滑な審議を進めるためにぜひご協力ををお願いします。

事務局から資料が出されておりますので説明をお願いしたいと思いますが、その前に確認をしておきますが、本日いただいた資料の最後に枠で囲ってあるところがありますね。審議事項についてというペーパーの最後です。これはどのように考えたらよろしいでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

この市民参加制度調査審議会の運営ルールについては、会長が審議会に諮って定めるということになります。これまでのこの審議会の運営ルールとしては、この枠の中に書いてあるようなことで進んできておりますので、第 4 次審議会でもこのルールで良いのかどうかをご確認いただければと思います。

【角田会長】

その点を先にやった方がよろしいようですね。ただいま事務局から説明のありましたとおり、これまでの審議会ではこの枠の中に書いてありますような考え方で審議会の運営をしておりました。議事録の作成につきましては全文を記録する、議事録の内容については出席委員全員で確認する、委員による確認終了後は会長の署名によりまして議事録を確定する、それから傍聴者の書面による意見提出を認めるという考え方で運営してまいりました。お諮りしたいと思いますが、第4次もこのような考え方でよろしいでしょうか。

=「異議なし」の声=

【角田会長】

ただいま「異議なし」という声がありましたけれども、みなさんよろしいでしょうか。それではこのような考え方で第4次審議会も運営していきたいと思います。それでは資料の説明をお願いします。

【事務局（田村主査）】

皆さん事前に送らせていただきました資料は本日お持ちいただいているでしょうか。持ちいただいているようございますので、それではさっそく資料1から申し訳ありませんが座ったままで説明をさせていただきます。

資料1は平成19年度市民参加手続の実施状況になります。手続内容は審議会、パブリックコメント、ワークショップ、縦覧・意見書提出手続、その他の5つに分類しております、参加人数につきましては審議会は出席委員の人数、パブリックコメントと縦覧は意見提出者の人数、ワークショップ・その他につきましてはその会議に出席してくださいました方の人数をそれぞれ掲載しております。3ページの一番下にあります表をご覧ください。こちらには平成19年度と平成18年度に実施しました手続を掲載しております。平成19年度には55案件に対し65の手続を実施しております。参加人数は延べ685人となっています。内訳は、審議会が45件で430人、パブリックコメントが14件で30人、ワークショップは実施しておりません。縦覧・意見書提出手続は3件実施しましたが意見提出はありませんでした。他の手続としましては自治基本条例の策定に関する説明会、8月にオープン予定になっております市民活動情報センターの意見交換会、都市計画の変更に関する説明会の3件を実施しております延べ225人にご参加をいただいております。前年度と比較いたしますと、手続の件数は4件増えております。参加人数は367人減っております。参加人数が減った要因として考えられるものは、ワークショップや市民会議など多くの方が参加してくださるようなものが開催されなかったこと、平成18年度には総合計画などの地域説明会で多くの方にお集まりいただけましたが、平成19年度はあまりお越しいただけなかったこと、そしてもうひとつがパブリックコメントでの参加人数になりますが、こちらにつきましては資料3の中で説明をさせていただきます。

続きまして資料の4ページ、資料2の平成19年度審議会等の会議予定の公表、会議録作成及び傍聴状況です。大変申し訳ありませんが資料の訂正をお願いいたします。6ページ一番下に農業委員会事務局で担当しております標準小作料設定協議会がございます。こちらの一番右の欄の議事録の作成方法のところが空欄になっております。こちらは全文で作成しておりますので申し訳ありませんが「全文」と記載をお願いします。それでは資料2の説明をさせていただきます。7ページにまとめを掲載しております。平成19年度は44の審議会があり、そのうち36の審議会が開催されております。審議会等の開催の延べ回数は171回、そのうち83回が公開で開催されております。傍聴者に

つきましては 152 人で、1 回あたりの傍聴者数は 1.83 人となっています。傍聴者数は平成 18 年度 1.25 人でしたので、平成 19 年度は 0.58 人増えております。増えた要因として考えられるのが、31 番目になります水道事業運営委員会が 6 回開催されておりまして 71 人の方に傍聴いただいております。これは全体の約 47% にあたります。1 回あたり約 12 人の方にお越しいただいていることになります。これについては、浄水場を民間の事業者に委託するにあたっての審議であったために水道事業関係者が多く傍聴にいらしていたことが考えられます。次に多いところでは、給食センター運営委員会の 5 人、都市計画審議会が 1 回あたり 2.5 人、図書館協議会が 1 回あたり 2.3 人となっております。また、反対に傍聴者がいなかつた審議会等も 6 審議会ありました。議事録公開までの日数ですが、平均しますと 36 日となっています。平成 18 年度 33.3 日でしたので、約 3 日ほど多くなっています。議事録の作成方法に要点と全文というのがございます。要点筆記では平均 23.2 日、全文筆記では平均 45.7 日となっておりまして、全文筆記の場合は議事録を起こす作業にも要点筆記よりは多少時間がかかりますし、皆さんに確認していただくための手続行為にも時間を要してしまうことが原因ではないかと考えます。また、例年ございますが、報告もれによる会議の公表の遅れが平成 19 年度においても 5 件ありました。平成 18 年度は 7 件でしたので 2 件減っておりますが、こちらは残念ながらすべて担当者の報告もれです。その都度、私どもの担当のほうでも注意しております、研修会等でも事務の流れを説明して注意の喚起をしておりますが根絶はなかなか難しい状況です。

次に 8 ページの資料 3、パブリックコメント手続の実施状況について説明いたします。平成 19 年度につきましては、14 案件で 30 人の方から 94 件のご意見をいただいております。平成 18 年度は 18 案件で 80 人の方から 412 件のご意見をいただいておりますので、案件としては 4 件減り、人数は 50 人、そして件数は 318 件減っております。減ってしまった要因として考えられるのが、平成 18 年度は総合計画、防災・水防計画、財政再建計画など、まちの針路を決定するような案件が多く、市民の関心が高い案件であったので件数が多かったのではないかと思いますが、平成 19 年度は開発行為に関する指導要綱の制定、個別排水処理施設使用料の改定、浄水場の第三者委託など、対象者が限られている案件が多かったので広くご意見をいただけなかつたのではないかと考えます。自治基本条例の制定に関しては、パブリックコメント手続のほかに地域説明会も開催しましたので、多くのご意見をいただくことができました。また、対象者が限定されているような案件の場合は、個別に案内をするなどの周知はしてきていますが件数にはつながっておりませんでした。

次は 9 ページの資料 4 平成 19 年度問題事例所管ヒアリング調書です。こちらは手続は実施しましたけれども、他の方法を取ることで改善できたのではないかということでお出ししております。担当課は生涯学習部社会教育課で、案件は厚田スキー場、浜益スキー場の廃止についてです。こちらは平成 18 年度に策定した財政再建計画に記載されている内容ですが、計画の策定にあたってパブリックコメントや説明会を実施しましたが、スキー場の廃止についてのご意見は全くありませんでした。けれども、平成 19 年度に入りまして地元のほうから説明不足ではないかという声があがりました。実施しました市民参加手続としては、平成 19 年 10 月に社会教育委員の会議に廃止についての諮問を行ない、同日に妥当であるということの答申を得ております。また、私どもの市民参加担当に連絡がなかつたので市民参加手続に寄らない形で厚田で 1 回、浜益で 2 回地域説明会を開催しております。こちらについては市民の声を活かす条例等の改正により、今後は、施設自体の廃止に関して市民参加

手続を行なうこととなる予定ですけれども、審議会等への諮問だけではなく、住民説明会やパブリックコメントなど複数の手続を実施して、より多くの市民意見を確保できるような手法を選択していく必要があったのではないかと考えます。

続きまして10ページの資料5は私ども協働推進・市民の声を聴く課に寄せられました提言です。私どもの課のほうには、苦情や要望などいろいろな市民の声が寄せられておりますが、提言と言えるようなものは、平成19年度には1件でした。栗山町で実施しているエコマネーを石狩市でも取り組んでみてはどうかというものです。右の欄にあるような内容で提言をいただいた方に回答しております。

11ページから15ページまでが、これまでに審議会からいただいた答申や提言の内容とそれに対する市の取り組み状況をまとめたものです。第1次の審議会からいただいたものが11ページ、12ページにございます。制度が始まって間もないこともありますし、手続き上のミスなどについての指摘が多くなっています。パブリックコメントを行なったときに、意見を踏まえずに原案を修正した例がありましたので、このことから職員に対する教育、研修、あるいはミスの再発防止策などを講じるべきであるということ。それから審議会では傍聴者への利便の提供、傍聴者の絶対数が圧倒的に少ないということで効果的なPRを検討すべきではないかという答申をいただいております。こちらについては、個別のアドバイスを行なっているほか、平成17年度には市長から全課長職を対象とした研修を行なっておりまし、指摘事項を踏まえてマニュアルを改訂しております。また、全職員対象の説明会を毎年開催して周知をしている。また、公募委員を掘り起こすことと審議会への理解を深めるために、年度初めに一括して公募予定の審議会を公表しまして、公募される予定のある方を事前登録していただいて、審議会の開催や委員募集を個別にご案内をさせていただいております。審議会委員の過度な掛け持ちや再任が見られるので、それについての一定の線を出すべきだというご提言がありました。こちらについては平成18年度に審議会についてのガイドラインを作成しまして、この中で審議会の性質に応じた運営方法、掛け持ちや再任の基準を設定しております。また、パブリックコメント手続きを全庁的な立場で推進、調整するような組織を設けるべき、広聴部門と市民参加部門の統合などが必要なのではないかというようなご提言もありましたので、広聴協働と市民参加を両方一体的に進めていくという観点から、昨年の10月から協働推進・市民の声を聴く課で一元的に管理運用を行なっております。13ページは第2次審議会からいただいたいる答申の内容です。一番大きな指摘としてはパブリックコメントをいただいても、その中には求めている内容と違う意見、どちらかというと提言的なご意見が入っているということについて、簡単に切り捨てるのではなくて一部分でも活かすように市役所の中できちんと検討すべきであるご提言をいただいております。こちらはパブリックコメントの情報の一元的に管理しておりますので、すべてのご意見が確認できますから、その都度所管課に注意を促すようにしております。パブリックコメント手続きの活性化についてはパブリックコメントの意見をより多くいただけるために、過去にご意見をくださった方に対して個別に案内をさし上げております。また、その期間中にその案件についての説明会も同時に開催して、より意見を出しやすい環境をつくる努力をしております。第3次審議会からの答申内容は14ページ、15ページにまとめております。第3次からは、平成17年度と18年度の市民参加手続の実施状況、市民の声を活かす条例が施行されてから5年を経過した時点での総括的な評価、市民参加制度の見直しについての3点について答申をいただいております。一番大きな内容が制度の見直しに関するこ

す。答申にありました施設の新增設や休廃止、他の制度に基づいて市民参加手続を実施する場合は他の制度の定めによるという内容を反映した改正案を平成 19 年度第 4 回の審議会で諮問し、妥当であるとの答申をいただいております。今年度に入りまして平成 20 年 4 月にパブリックコメントを 1 ヶ月間実施いたしました。残念ながら意見提出がありませんでしたので、原案に基づきまして条例改正案を平成 20 年第 2 回定例市議会に上程しております。明日議決される予定となっております。次に条例施行後 5 年が経っての総括的評価として、条例の市民への浸透状況、条例の効果、審議会、パブリックコメント、あい・ボードの運用状況についての 5 点について答申をいただいております。条例の市民への浸透状況と効果については市民の認知度を上げる努力と条例の具体的なメリットを感じられるような場面を作ることが必要というご提言をいただいております。条例等の改正の周知に合わせて、改めて広報等での啓発を行なうとともに、市民が意見を出しやすい仕組みを検討しております。審議会、パブリックコメントの運用状況については、潜在的な関心層への働きかけや、意見を出しやすい環境を整える方策が必要であるというご提言でした。これについては新たな取り組みとしてメール配信サービスを利用して審議会や市民参加手続の案内を個別に送信したり、条例等の改正に合わせてマニュアルを改定し、制度の効果的運用について職員説明会で周知することとしております。また、あい・ボードの運用状況については設置場所や掲示内容について再検討する必要があるという答申をいただいております。こちらについては、市民活動の情報を掲載するスペースを確保したり、あい・ボードのみで入手できる独自の情報を掲載するといった工夫を検討し、試行的に実施する予定となっております。

次に 16 ページ以降が資料 7、平成 20 年度市民参加制度に関する職員アンケートの結果です。この職員アンケートは平成 15 年度より毎年実施しております。部局ごとの回答率は 16 ページにあるとおりです。全体の回答率は 54%。平成 19 年度 75.6% でしたので 21.6 ポイント減っております。下がった要因として考えられるのは、資料 1 で説明いたしましたとおり、手続件数は増えているのですが、実際に手続をしている部局に偏りがあるので、平成 19 年度には手続に関わっていない職員が多かったために関心が薄れてしまったのではないか、そして、私ども協働推進・市民の声を聞く課のほうでアンケートを実施する際に、このアンケートの目的やアンケートの結果を制度改正や運用に活かしていることを職員にきちんと周知できていなかったために職員の協力が減ってしまったのではないかと考えて反省しております。問 3 では市民参加制度に関わったと回答した職員は 29.4%。平成 19 年度には 32.3% でしたので約 3 ポイント減っておりますが、先ほどと同様に手続を実施している部局に偏りがあるためではないかと思っております。次に 17 ページの問 5、市民参加手続に関わって感じたプラス効果につきましては、回答割合が全体的に下がっております。あがつたものとしては の十分な情報提供・情報共有ができたという選択肢で 52.7%。関わった職員の半数以上がプラス効果と感じている。毎年あがっている選択肢となっております。問 6 は市民参加手続のプラス効果とコストとの比較です。コストを上回るとコストはほぼ同じが増えていて、下回ると思わぬが減っております。問 7 は制度についての意見で自由回答のものを掲載しております。これまでと同じような傾向の意見が多く、制度の運用にあたって、手続方法の簡素化やパブリックコメント期間の融通性がほしいという意見。市民の関心度についてはまだまだ低い、関心層のみの参加になっているという危惧の意見。そして全体として周知の不足。また、一番多いものは例年どおりですが職員研修に関することです。具体的な事例を基にした研修を望む声が多くありました。平成 19 年

度は本庁、厚田、浜益両支所で説明会を開催しております。こちらには約100人の職員が参加しております。

長くなってしましましたが、以上が資料1から資料7までの説明になります。

【角田会長】

ありがとうございました。それではただいま説明のあったことにつきまして皆さんからのご意見をいただきたいと思いますけれども、議事録を作成するために録音しておりますので、発言の際には挙手のうえ、私が指名いたしましたらご発言をお願いしたいと思います。

資料1から資料7まで、かなりボリュームのある資料の説明でしたけれども、個別にご意見を伺いたいと思います。はじめに資料1、平成19年度の市民参加手続の実施状況について何かご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

【長委員】

1ページの石狩市自治基本条例の策定についての地域説明会をされているようですが、この案件については地域説明会を開催する、この案件についてはやらないという具体的な線引きはあるのでしょうか。

【事務局（松田課長）】

資料6の中で、これまでの審議会からいただいた答申とそれに対する取り組みをお出ししておりますが、案件によって必要に応じて地域説明会を開くという形になっております。説明会を開催する基準は現段階では明確には設けておりません。

【長委員】

このような案件の場合は地域説明会をする、このような案件についてはパブリックコメントだけよいというあたりを早急に整理していただきたいと思います。じつは資料にもありましたが、スキー場の廃止についても、私は厚田区に住んでいますがパブリックコメントというのはあまり馴染んでいない人が多いという中で、行政に対する不信感を持つ人が地域の中に増えてくるということが予想されますので、地域説明会を開催する、しないの基準をしっかりと示していただければ、コスト対効果というものもあるのでしょうかけれども、その辺の理解も地域に得られるのではないかと思います。

【角田会長】

条例上では、パブリックコメントと地域説明会はどうなっていったのでしょうか。このような場合にパブリックコメントをするという規定がございましたね。

【事務局（佐々木部長）】

条例では審議会、パブリックコメント、公聴会、ワークショップ等とこの4つについてはだいたいこういうような観点でやるやらないを判断しましょうということは出ております。例えばパブリックコメントで言いますと、パブリックコメントは一番基本的な市民参加手続なので、他の方法で手続をやらないときはパブリックコメントをやりますということがひとつです。それからもうひとつは、それ以外でも広い範囲の市民に影響が及ぶ場合はできるだけパブリックコメントをやりますといったような決め方をしておりますけれども、地域説明会というのは典型的な市民参加手続の中に今は入っておりませんで、その他の市民参加手続の中に入れておりますから、これまでのところで言いますとどういう場合に地域説明会をやるといったようなことは特に決められていないということになります。今の規則上の決め方はそういうことになっております。

【角田会長】

長委員いかがですか。地域説明会についても具体的な基準を作るべきだというお考えですか。

【長委員】

例えばスキー場の廃止とかあるいは地域の会館の廃止とか老人の家の廃止とか、地域の問題について全市的に地域懇談会をやる必要はないと思いますけれども、少なくとも廃止を考えるときにはその地域でもって地域の皆さんに説明をして理解をしていただくということが必要なのかなという気はしております。ただパブリックコメントをやったからということで、手続を踏んだからいいということではなかなかすんなりといかないような気がします。

【角田会長】

よりきめ細かく地域説明会をしなさいということでございますね。

【長委員】

後になってしまふと余計に大変になると思いますので、はじめから行政で計画があるのであればきちんと説明をしていかれれば、それなりに地域の理解が得られると思いますので、手続としてパブリックコメントをやればいいというものでもないという気がしています。

【角田会長】

ただいまのご意見に対して事務局から何かございましたらご発言願います。

【事務局（佐々木部長）】

この審議会はこういった形で市民参加手続の実施状況をご覧いただいたうえで、次回以降の要改善点のようなものがありましたらそれを皆さんで洗い出していっていただくことになりますので、ただいま長委員からご指摘のあったような点を更に掘り下げていくかどうかということについてこの中でご検討いただいて、掘り下げていくということになればまたそれについて事務局としても次回までに検討を深めていくといったような対応ができるかと思います。

【角田会長】

パブリックコメントだけで事足りるという考えではいけないと思いますので、地元に対する説明についてどうするのかを更に検討するべきだと思いますがいかがでしょうか。ほかに、資料 1 の実施状況につきましてご質問、ご意見等をお願いします。

私から質問させてもらいますが、表の参加人数は例えば説明会だと実際にそこに聞きに来た人の数で理解してよろしいのでしょうか。都市開発課の都市計画の変更がらみの説明会ですが、0 人ということですが、これには誰も参加しなかったということなのでしょうか。

【事務局（松田課長）】

はい、そうです。通常の市民参加手続と同じですので、広報、あい・ボード、ホームページなどで周知をしておりましたのですが。

【角田会長】

場所はどこだったのですか。

【事務局（松田課長）】

花川北コミセンです。

【角田会長】

それでもゼロですか。他にもゼロというのがいくつありますよね。

【事務局（佐々木部長）】

花川北地区については、地域説明会をする前の段階で事前にかなりいろいろと地元とやりとりをしておりまして、もう異論がないことをほぼ確認したうえで、この法定の地域説明会や縦覧意見書提出という手続に入ってきておりますので、前回の審議会の中でも話題になりましたけれども、この法定の市民参加手続はこれに限らずこの段階になると説明会をやってもほとんど出てこないというパターンが多くなります。

【角田会長】

そういう場合でもやる必要があるのかというところまで議論すべきではないでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

縦覧や意見書提出手続は法定要件ですからやらなければならないのですが、地域説明会についてはご指摘のようなことも考えなければならないのかもしれません。

【五十嵐委員】

私も花川南出張所の廃止のときの地域説明会に参加しました。花川南のひまわり会館で開催されていましたが、会館の前を通ったときに町内会の会長に呼び止められまして、行政の方ばかりが来ていて地域の人が誰もいないという話でした。私が中に入りますと町内会の役員が3、4名おりました。一般の方はひとりもいなかったと思います。あのような説明会であれば必要ないと思います。あれだけ町内会の回覧板やチラシも回って、行政の方も一生懸命やられていたので町内会の会員も悪いのかとも思いました。花川南出張所がなくなるのは私も寂しかったので説明会の時にはいろいろ言わせてもらいました。当時は第2の夕張になると言われ、人件費がかかるから廃止するということだったと思いますが、皆さんの意見を聞くと孫の代まで赤字を背負わせるわけにはいかないという話しまで出て、なんだかがっかりした説明会だったと思います。それから、私もいろいろなところでのい・ボードを見ていますけれども、あい・ボードの置き方がというか表示が下にあるのでい・ボードであるということが見えないのです。普通であれば上のほうに「あい・ボード」という文字が書いてあると思うのですが、下にあって見ないので探すのに苦労します。このような立派な審議会があるので前もって案件をかけるとかそういうことがあっても良いのではないかと思います。行政から10人も20人近くも来られて、そのたびに手当てもつくのでしょうか、お金も無いといっているのにそういうことをされば市民の税金が無駄になってしまうのではないかと。5、6人の説明会でそれが市民の声だと、それが市民参加手続だと言われたら問題があるのではないかと思います。それに花川南には行政ではなくて地域の町内会が大事になっていくのではないかと思っています。説明会でもパブリックコメントでもいかに市民の皆さんに周知していくかがこの審議会としても問題になっていくのではないかと思う。

【角田会長】

今、五十嵐委員から具体的に出張所廃止の説明会の状況のお話がございました。あらゆる手段を使ってPRはしているのでしょうかけれども結果的に説明会に出席して意見を述べる方がいなかったという状況をどうしたらしいのかということになります。

【五十嵐委員】

花川南にも市議会議員の方がいらっしゃいますよね。私はそういう方々こそ大事だと思っているのですが、説明会には誰も来ていなかつたものですから、議員の方が有権者の方にどういう話をしている

るのかわかりませんし、その辺は大変残念だったと思っています。花川南のことはそこから選出されている議員さんがもう少し前向きに考えていただきたいと思います。出張所は花川南に複合施設を作るとときにそこに移すということでしたね。そのときにはワークショップで皆さん忙しい中を参加して計画や設計をしていたはずです。あれだけやっておいて予算がないからやめたと。議会で通ったものがあのような形になったことは異常だなという気持ちで今もいますけれども、その出張所を人件費や他の経費がかかるということで廃止するというのは裏切られたということです。私たちの町内会ではもちろん裏切られたという気持ちの人が多くなっています。無関心ということの理由はそういうところにもあると思います。あの話はどうなったのでしょうか。延期とか中止とか言っているうちに終わってしまいましたけれども。今は建てると言っていた場所に保育園が建っていますけれども、もし、何か箱物を建てるとしたら私は花川南の複合施設が優先順位としては 1 番だと思います。

【角田会長】

具体的に出張所の廃止のことが出ておりますけれども、事務局としてはいかがでしょうか。何も手続をしていなかったということはないと思いますが。

【事務局（佐々木部長）】

花川南出張所の廃止の地域説明は、大変申し訳ありませんが私のほうでもどういう周知の仕方をしたのかなどは押さえておりませんけれども、その前の段階で花川南の連合町内会の役員会などでご説明をした上で、その場にいた役員の方からは仕方がないのではないかといったようなお話を受けて、一般市民向けの説明会をやったと記憶しております。五十嵐委員がおっしゃったのは一般向けの説明会のことだと思いますけれども、いずれにしてもどういった周知の仕方をしたのかというあたりは次回までに整理してきたいと思います。

【角田会長】

よろしくお願ひします。あい・ボードについてのご発言もありましたが、これは後ほどこれまでの審議会の経過の中で出てきますのでそのときにまたお伺いしたいと思います。

【三島委員】

手続の内容として、審議会、パブリックコメント、ワークショップ、縦覧・意見書提出などとありますけれども、ワークショップをするしないはどの場所でどの時期にどのように決めるのでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

ワークショップをやるかやらないかについては、それぞれの担当課の段階で考えますが、その際の判断基準としては規則の中で「極めて早い時期から市民参加手続を行うことが適当と考えられる場合にはワークショップなど市民と市職員が自由な議論を行うことを通して合意形成を図るような方法の手続を行うことを検討する」となっております。ですから、施設の建設などで制約要件があまりなく自由に発想を出し合いましょうという場合にワークショップをやるという一般的な認識が市役所の中ではあると思います。

【三島委員】

第 1 期のごみ減量化計画のときにワークショップがなされています。それで市民からたくさんの意見が出されているという経験があったはずなのに、第 2 期のときにはそれが活かされていないで、そういう手続が行われないというのは、第 1 期のときのワークショップの意味が何もなかったという市役所側の考えのもとにおいてなされなかったのか、担当職員が変わればそういう積み重ねが順番に伝

わっていっていないのかという危惧があるのですけれども。

【事務局（佐々木部長）】

その点については申し訳ありませんが確認しておりませんので、次回までに担当課としての考え方を整理してきます。

【角田会長】

この表を見ますと第2次ごみ減量化計画の策定につきましてはワークショップはやられていないようですが、第1期のときにやっていてどうして第2期にはやらなかったのかということですね。

【三島委員】

第1期のときにやったことが非常に役に立ったとか、市民参加の手続条例にすごく良かったという総括があれば、第2期のときにもそういうことがあるのではないかと私たちは思っていたのですが、それが出てこなかったということは、そういう積み重ねがなかったのかと非常に残念な気持ちでいたのですが。

【角田会長】

第1期のときのワークショップで出てきた意見などがどう活かされているのかはわかりますか。

【事務局（佐々木部長）】

想像ですが、第1期のときにはそれまで石狩市ではごみ減量化計画というものは全く作っていませんでしたから、どういうものを作るかということが行政のほうも手探りだったので、市民の方にも入っていただいて幅広に考えていくこうということでワークショップをやったのではないかと思います。ただ、第2期になりますとすでに第1期のときのものがありますからそれをどのように変えていく必要があるのかということになりますので、おそらくそのようなことで審議会を選択したのではないかと思いますけれども、これについては私のほうで事前に確認しておりませんので、これも次回までに整理をさせていただきたいと思います。

【角田会長】

私も今、佐々木部長が言ったようなことだったのではないかと推察しますけれども少し詳しく調べていただいて次回に説明してもらうということで。

【三島委員】

調べていただくのはいいですが、せっかく市民参加条例のように市民に浸透させていく手法があったわけですから、それをどうして活かしていくのかというところに疑問を感じています。

【角田会長】

それでは、今までの経緯なども少し詳しく調べていただいて、次回にでも説明を聞きながら、だったらどうしたらよいのかというあたりをさらに検討してみたいと思います。

【西委員】

3ページにあります市民図書館のことで意見を言わせていただきたいと思います。私は図書館協議会の委員もしております、この市民参加手続のテーマに、今年の1月でしたが花川北分館の廃止についてという案件が載ってきました。これはあくまでも廃止をするという説明が審議会のほうに降りてきて大変市民の反対の声が出て新聞などでも大きく取り上げられたと思いますけれども、テーマを審議会におろしてくるときに廃止と決めるのではなくて、もう少し前のときに出してほしかったということが協議会の中でも出ました。どのようにして決まったのかは行革の中で一定の手順を踏みまし

たという説明を石狩市のほうからは受けましたけれども、やはり審議会というのは市民を代表して成り立っていますから、もう廃止を決めるのではなくてその前の段階で意見を審議会のほうに求めていただくのが民主的ではないかと強く感じましたので、それについては意見を申し上げておきたいと思います。

【角田会長】

今、西委員から施設を廃止する場合においても廃止を決定してから降ろすのではなくて、その前に市民意見を聴くべきだというご意見でした。

【西委員】

審議会は非常に重い責務を担っていると思いますので、一般の人にまでは降りなくてもせめて審議会には先に情報を降ろして、ひょっとしたらそこで廃止をしなくても活路を見出せる場合、また違った代替案が出せる場合があるかなと思いますので、そのように市民参加手続が踏めればより良いかなと思います。

【角田会長】

今の件につきまして、事務局から何かございますか。

【事務局（佐々木部長）】

これは花川北分館の廃止だけではなくて、本市が非常な財政危機に陥ったということで、これまでのような行政サービスを公共施設も含めてやっていくことが難しいという観点から、ありとあらゆる分野に渡って行政サービスのあり方を見直す行財政改革の計画を平成 18 年度に作りまして、その中で分館やスキー場などのことについて載せていたのですが、当然計画を作る時点でも地域説明会を市内 3、4箇所で 2 回くらいに分けて回ったり、パブリックコメントをやったりということはやったのですが、先ほど長委員から、そして今、西委員からもあったように、必ずしも市民参加あるいは市民の意見を十分に聴くという意味では、今の時点でこのようなご意見をいただくというのはひょっとすると十分ではなかったというきらいがあったかもしれないと考えております。そのようなことも含めて今の議会で公共施設の廃止をする場合には事前に市民意見を聴くということにしておりますので、これからはそのあたりのことも十分念頭に置きながら運用していくなければならないだろうと考えております。ただ、個別の話で審議会にかけるべきかどうかということについては、それぞれの審議会の所掌事務というものもありますから、それに照らして考えていくべきだろうと思いますけれども、今の時点で申し上げられるのはその程度だと思います。

【角田会長】

先ほど西委員がおっしゃられたことが、まさに第 3 次の審議会の中でも問題になっておりまして、廃止を決定した段階で意見を聴くのではなくて、その前の段階で聴くべきではないかということで提言という形で出しています。それを受けて、先ほど佐々木部長の説明にもありましたが、条例の改正案が出されていて、公の施設を廃止する場合にも市民参加手続の対象とするというように条例改正がなされる予定ですので、先ほどの西委員のご意見のようなことは具体的に市民参加手続に載ってくるということに近くなる予定でございます。

【五十嵐委員】

近々決まるような言い方ですけれども、明日議会が最終日で、委員会では決まっているかもしれません、明日の本会議で決定されることですからこのようなものを出すのも早いのではないかと。前

もって決まったかのように聞こえたのですが。

【角田会長】

そういうことではなくて、第3次の審議会でも西委員がおっしゃったような考え方をベースにこうすべきではないかという提言をして、それを受けて条例改正案が今の議会でお諮りしていますよということです。

次に資料2に進みます。審議会等の会議の予定の公表、会議録作成及び傍聴状況について何かご意見はありませんか。

【長委員】

7ページの一番下にあります報告もれが5件載っていますが、これは公開のものでしょうか。それとも非公開のものでしょうか。

【事務局（田村主査）】

5件ともすべて公開されているものです。

【長委員】

そうすると公開の83件中の5件になりますね。

【事務局（田村主査）】

はい、そうです。

【西委員】

4ページ13番の行政改革懇話会が年2回開かれていて、11月27日と12月4日というように非常に近い時期に開催されていますけれども、それはどういった理由なのかお尋ねします。

【事務局（佐々木部長）】

これにつきましても申し訳ありませんが正確なところは把握していないのですけれども、おそらくは平成19年度からスタートした財政再建計画の進捗状況についての説明だったと思います。これについても次回までに確認しておきます。

【西委員】

わかりました。

【角田会長】

資料2について特にご意見がないようでしたら、次に資料3平成19年度のパブリックコメントの実施状況でございます。18年度に比べるとずいぶん件数が減っているようでございますけれども、これについてはいかがでしょうか。

私から質問させていただきますが、意見等の反映状況の中でその他とありますが、これはどのような場合でしょうか。

【事務局（田村主査）】

個別の案件についてどのような回答であったかは、申し訳ありませんがすぐにお答えできないのですが、大半は今後検討させていただくというような内容だったと思います。

【角田会長】

参考というのが別にありますが、それとは違いますか。

【事務局（田村主査）】

参考とは違っています。これについても他の具体的な内容について次回までに出させていただ

きます。

【角田会長】

資料 3 についてはよろしいでしょうか。それでは次に資料 4 問題事例所管ヒアリング調書です。厚田と浜益のスキー場の廃止についてということでご説明をいただきましたが、これについては何かご意見、ご質問等がございませんか。

【五十嵐委員】

根本的なことですが、委員の中に浜益の方がいらっしゃいますか。公募や団体推薦で委員になられていると思いますが、厚田の方は 2 人いらっしゃいますけれども、大事な審議会ですし、合併もしましたので一人くらいは浜益から出てきてもいいのではないかでしょうか。今回浜益のスキー場の件もあがっていますし、浜益の方の意見も聞きたかったと思うのですが、選考の仕方等はどのようにしているのか伺います。

【事務局（松田課長）】

この 4 月に自治基本条例もできまして、その中でも多様な意見を拾うということでは男女比もそうですし、地域バランスにも配慮していかなければならないということで、私どもも審議会マニュアルの中にも入れ込んでおります。ただ、強制的にというわけにはいきませんので、一般公募の枠の中で最大限考慮したり、今回は 6 名の募集にちょうど 6 名の応募だったですから皆さんにお願いする形になったのですが、応募者が多数いた場合には選考の際に配慮するひとつとして考えておりますけれども、おっしゃっている部分は必要な範疇だと思いますので、今後の委員募集などの時には P R していかなければならぬと感じております。

【五十嵐委員】

女性と男性の割合も調整しているわけですから、地域のバランスも配慮していただきたいと思います。

【角田会長】

それは大事なことだと思いますけれども、実際に応募してくる人がいなかつた場合には、何か変わる手段を考えてもバランスを取る方がよいというお考えでございますね。今後の委員の選考の際に考慮していただきたいと思います。その他に資料 4 につきましてご意見はございますか。

【長委員】

地域の説明会の時期が 8 月だということですが、都市型と農漁村型というのは生産の状況が違いますから、この時期にやるというのは参加者の少ない時期を選んだのかというように捉えられかねないこともありますので、もう少し開催時期の配慮をしてくれれば参加者が増えるのではないかという気がします。

【事務局（松田課長）】

時期的にはやはり冬場のほうがいいでしょうか。

【長委員】

地域の事情もありますし、冬は吹雪いたりもしますから、いつが良いとは一概には言えないのですがそのあたりのことも含めて検討していただければと思います。

【事務局（佐々木部長）】

説明会でもイベントでも同じですけれども、いつが一番集まりやすいのかということは我々もなか

なか把握しきれない部分がありまして、地域でやるような場合は厚田や浜益の支所に聞いて、平日が良いのか土日が良いのか、昼間が良いのか夜が良いのかということは確認しておりますが、すべてがうまくいくということは今のところ難しいと思います。

【五十嵐委員】

施設の廃止は議会に承認を得るものでしょうから、早くからわかっているのであれば、時期を早くして地域に出していただきたいと思います。石狩市は先を見ないで急にやってしまうというところがものすごく気になっているのですが、議会に出すようなものであれば1年くらい前から市民の意見を聴いて審議会なども利用しながらやるのが良いという提言です。

【角田会長】

ご提言ということで承ってよろしいですね。この案件は平成19年度の案件ですね。平成17年10月以降は一元的に管理しているのにどうしてこういう齟齬が起きるのでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

資料9ページの市民参加担当課所見と今後の対応のところに書いてありますけれども、この説明会自体は市民参加手続ではない形で開催しております、通常であれば市民参加担当のほうに事前に情報がくるのですが、所管課のほうが市民参加手続ではないという認識で開催してしまったものですから、私どものほうでは事後にわかったということでこのような状態になりました。

【角田会長】

それはわかりました。そのあたりは府内の連絡なり研修なりの中で十分に対応できるようになると思うのですが、5年以上が経っても未だ府内での周知が十分でないような気がしますね。

資料4はこれでよろしいでしょうか。時間の関係もありますので次に進めさせていただきます。

資料5ですが、これは19年度に市民の声を聴く課に寄せられた提言ですね。エコマナーについての提言でこの1件だけということです。市民から寄せられた内容に対して市としてはこのように回答しているようですが、この回答についてもこれでよろしいでしょうか。

次に資料6に進みますが、これまでの答申及び提言に関する取り組みということで、1次、2次、3次、それぞれの審議会からの答申に関する市の取り組み状況に関するご説明がありましたけれども、これについてはいかがでしょうか。分けて伺いましょうか。まずは1次についてはいかがでしょうか。

【五十嵐委員】

私もこの審議会に委員になりましたので職員の方といろいろ話をするのですが、まだ理解していない人もいますし、どちらかと言えば理解していないという人のほうが多く感じられますので、職員の方にもう少し周知徹底していただきたいと思います。

【角田会長】

今のご意見は次の資料7の職員アンケートとも関連してくると思いますので、その時にまたお伺いしたいと思います。第1次の答申についてはよろしいでしょうか。

次に平成17年9月の第2次の答申についてはいかがでしょうか。それぞれ市としても真摯に対応していますという感じですね。

先ほど冒頭で当審議会の運営について議事録の作成方法や確認方法などのご了解をいただいたわけですけれども、もう1点、13ページの第3次の審議会のところで、一番下の右側に第3次の審議会としては、単に手続の良し悪しだけではなくて、いかに市民参加を深化させていくかという視点か

らの議論が必要ではないかということで、今まで 1 年ごとに答申していたものを任期中の 2 年分をトータルで評価して 1 回にしました。第 4 次審議会としてはどのようにしましょうか。先ほど質問されましたけれども、特に答申期限については書かれておりませんでしたね。

【事務局（佐々木部長）】

早急に是正しなければならないようなものがもあるのであれば、急ぐものは先に議論していただいて、あとはじっくり議論したもの 2 年後にいただくという対応を取っていただけたとありがたいと思います。

【傳法副会長】

案件によって違いますので、とにかく急いで意見を申し上げるようなときは時期をずらさないでお出ししたほうが良いということで、まとめてできるものについては 2 年後に第 4 次としてお出しすることは必要ですけれども、今日お伺いしていても、市民の人々に痛みを伴うような我慢をしていただくなればなおさらきめ細かな情報を提供して、同意をいただくということは必要なのと同じように、当審議会としても案件によっては、まとめて出さなくても良いのではないかという気がします。

【角田会長】

ただいま傳法副会長から、案件に応じて答申を考えればよいのではないかというお話しでしたけれども、これについては皆さんどのようにお考えになりますか。それでよろしいでしょうか。

= 「はい」の声 =

【角田会長】

それではそのような形で審議の方向付けをしていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

話を戻しまして、第 2 次の答申状況についてはよろしいでしょうか。

それでは第 3 次の答申状況についてお伺いします。特にないようであれば、次に進めさせていただきます。また何かありましたらどこででも結構ですのでお出しいただきたいと思います。

続きまして資料 7 の平成 20 年度市民参加手続に関する職員アンケートの結果についてご意見を伺いたいと思います。

【傳法副会長】

この結果はかなり低いですよね。石狩市の職員としてこの問題に 54 % の反応しかないということであればやはり責任を十分認識していないと言われてしまうような気がいたします。

【事務局（佐々木部長）】

こここのところ 2 年間くらい回答率は上がっていたのですけれども、言葉は悪いのですが、毎年しっかり鞭を入れないとどうしても慣れが出てきてしまうということは、今回のアンケートで我々もよくわかりましたので次年度は同じ轍は踏まないようにしたいと思います。

【傳法副会長】

期待しています。

【角田会長】

先ほど関わった職員が減ったからというご説明がありましたけれども、それは理由になりませんからね。

【傳法副会長】

ならないですね。

【三島委員】

職員の方はアンケートの結果が、この審議会で公開されていることはご存知なんですか。

【事務局（佐々木部長）】

もちろん知っています。

【三島委員】

知っててこの数字ですか。部長職についても 100% ではなくっているというはどうなんでしょうか。

【角田会長】

このアンケートの回収はどのようにやっているのでしょうか。

【事務局（松田課長）】

メールか回答用紙を郵便の棚に入れてもらうかのどちらかの方法です。メールだと無記名と言いつつも誰だかわかつてしまうので、紙で出す方法も取っています。

【角田会長】

紙で出す場合は、各課でまとめて持ってくるというような感じですか。それとも個々に提出ですか。

【事務局（松田課長）】

職員個人向けのアンケートですので、基本的には課なり係なりでの取りまとめということはやっておりません。

【五十嵐委員】

100% が当然だと思いますよね。こういうところが石狩市の職員は意識が低いと感じてしまいますが。この前のタウンミーティングでも、土地開発公社の説明のやりとりを聞いていても自分たちの責任だということが感じられない。赤字になったのは我々市民の責任ではありませんからね。もう少し自信を持って解決していくという説明ならわかりますけれども、あのような説明であればなんだか意味がないような感じでした。会場からの質問もふたつだけでしたし、今中委員も来られていましたからおわかりになると思いますが。

【今中委員】

先ほどから五十嵐委員のご発言を伺っておりますと、いろいろとのけをはずれたご発言が非常に多いですね。今は職員アンケートのことを話しているところでしたし、議事進行上もその点ご注意いただけないかと思います。

【五十嵐委員】

わかりました。

【長委員】

先ほど公表が遅れたというものが 5 件あるということでしたが、やはり皆さんを感じておられるように、職員の市民参加に関する意識が非常に低いと、一番危惧するのは、ただ手続としてやったということにだけ終始してしまうとだんだん職員の関心も薄くなるし、市民も意見を出したり提言をしたりしてもそれがなかなか採用にならないと、何かはじめから物事が決まっているのではないかと感じることがあるのです。そうではないかもしませんが。そう思わせること自体がやはり制度の形骸化になると職員すら関心が低くなってきてるのでないかと思います。ですから鞭を入れることも必要でしょうけれども真摯に市民の意見をお聴きになって、採用と不採用の部分が逆転するよう

な良い意見を出していただいて、また行政のほうもそれに対して柔軟に対応できるようにしていただかなければ地域の説明会にしても、すでに決まったことをただ通知するということがほとんどなので、そういうものに対する参加率も減ってくるのではないかという気がしています。もう一回、根本から見直さなければならないのではないかという気がします。

【事務局（佐々木部長）】

ただいまのご意見は感覚としては非常によくわかります。例えば地域の説明会も市民参加手続として、要するにまだ決めていないけれどもこれからどういたしましょうかというようにやる場合と、すでに決まったことをいかにして納得していただけるかという場合にやる説明会と 2 通りがあるわけです。長委員がおっしゃっているのは、財政再建計画の中で決まっているからという感覚で地域の中に入ってきたているということだと思いますが、財政再建計画自体は、その時点では地域説明会もやり、パブリックコメントもやりということで手続を踏んできています。それに対してそれほど反対意見が出なかったということで計画ができあがったということでありまして、地域に入ったときにすべてのことをやったほうがいいでしょうか、やらないほうがいいでしょうかというような問い合わせができるればそれが一番良いのでしょうけれども、財政再建のような話で言いますとパイは決まっていますから、これだけのパイを全体でこれだけにしなければならないと、そのためにこのような案がありますということで地域に入っていくわけです。その場合にすべてのことについて、白紙の段階から議論をしてしまうとパイを小さくするということが難しくなってくることがあります。そういうことで、我々としてもここ 1、2 年は市民参加の関係と決まったことはやらなければならぬということの間でいろいろと模索を続けてきておりますが、そのような事情もあるということはご理解いただきたいと思います。形骸化とおっしゃいましたけれども、我々の中ではすべての場合に当てはまるとは考えておりません。

【長委員】

形骸化する可能性がありますということと、決まったことをいかに納得してもらうかということよりも、先ほど佐々木部長がおっしゃったように予算の総額が決まっているということであれば、総額が決まっている中でこの地区ではどれを選択するのかと、福祉を選択するのか教育を選択するのかあるいは産業を選択するのか、そこまで行かなければ地域の人は参加してこないと思いますよ。合併してここ何年かに受けている印象は、合併したらこうなりますというプランを描いていただいているけれども、それが実現できないということについての苛立ちは石狩市民すべてが持っていると思いますので、だからこそ余計、こう決まったからこうですよということではダメだと思いますね。どうしようかという相談を投げかけられれば、それなりに地域でも一緒にになってやっていきましょうという市民協働のような考えも出てくるでしょうけれども、それが現実化しないということ自体は、先ほどの土地開発公社のことのように、合併する時点では知っている人もいたかもしれません気が知らない人が大半だったと聞いてありますし、もう少し市民サイドに投げかけていけばキャッチボールがうまくいくような気がしますけれど、まだキャッチボールになっていないみたいな気がしますね。

【事務局（佐々木部長）】

いずれにしてもこれまでのようなやり方だけですべてがうまくいくとは我々も考えておりませんので、どういう方法がよりベターなのかということはこの場での議論も含めて考えていかなければいけないと思います。

【角田会長】

今の長委員のお話は手続全体に関することだと思いますので、それはまた今後の改善点などで大きな話になりますから、その時にまたお伺いしたいと思いますが、とりあえず今は資料7の職員アンケートについてお伺いしたいと思います。

【三島委員】

今まで職員アンケートの結果について私たち市民側の意見だけだったんですけれど、吉田委員も上田委員も職員としていらっしゃるので、このアンケートのことに関してどのように思っているのかをお聞きしたいのですが。

【吉田委員】

確かにアンケートの結果を見ますと54%というのは非常に数値が低くてお恥ずかしいという思いをしております。この原因については先ほど事務局からもあったような手続に関わらない部署が多くあったということは理由にはならないと思いますが、市役所は市民参加を推進していくこうという立場にありますから100%にならなければいけないと思います。本来はあがっていかなければならぬものが、今年は昨年と比べたら減っているということは今後更に検討していくかなければならないと思います。

【上田委員】

はじめに、別な業務がありまして遅れましたことについてお詫びをさせていただきます。申し訳ありませんでした。職員課長をしております上田と申します。よろしくお願いします。

吉田も申し上げましたけれども、この数字については私も驚いております。私も以前、事務局側の業務に携わっておりましたので、この職員アンケートの結果を見て制度等の改善をするという流れでできている中で前年度より率が下がるということ自体、私も含めて職員全体でもっと危機感を持って受け止めなければならないと正直思っています。

【角田会長】

私の不手際で予定時間を過ぎてしまいまして、18、19ページの細かいところのご意見を聞いておりませんけれども、これについては今日限りということではございませんので次回に引き続いでの、この資料全般に関わりましてご意見などを伺いすることにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

とりあえず今日は第1回目でございますので、主に資料説明を受けたということにしていただき、次回継続とさせていただきたいと思います。事務局から何か連絡はありますか。

【事務局（松田課長）】

前後してしまいましたが、本日お配りしました資料の中に市民の声を活かす条例の改正案と規則についての資料を入れさせていただきました。先ほどの審議の中でも出ておりましたけれども、第3次の審議会でいただきました答申の中の制度改正の4点のうち3つを反映して改正を行なったところですけれども、その中身についての実質的な条例案と規則になります。五十嵐委員からもございましたが議決は明日になりますけれども、現在上程しております内容で、明日上程されているとおりに決まるにすれば、その条例に合わせての規則がこうなるというものを参考として配布させていただきましたのでご覧いただきたいと思います。

それから審議会の運営ルールにつきましては冒頭にご確認いただきましたが、その他の部分につき

ましては事前に配布しました資料と内容が重なっております。第 3 次の答申にありました事項を石狩市が具体的に取り組む方向性について示したものですので、ご参考にしていただいて、この 2 年間の中で途中経過や成果状況等を報告させていただきますので、それにつきましてご意見等をいただければと思います。

【角田会長】

わかりました。その他、今日中に確認しておきたいことはありませんか。

【三島委員】

諮問書は私たちにはいただけないのでしょうか。

【事務局（松田課長）】

原本のコピーをお帰りまでに用意してお渡しいたします。

【三島委員】

お願いします。

【角田会長】

その他にはありませんか。事務局からはほかにありませんか。

【事務局（松田課長）】

本日は闇達なご審議をいただきありがとうございました。その中で地域説明会の関係や資料の内容で詳細をおさえた上で次回にご報告しなければならない関係も何点かありますので、そのあたりを取りまとめた上で第 2 回の日程調整のご案内をさせていただきたいと思います。概ね 8 月以降ということになりますけれども事前に確認させていただきますのでよろしくお願いします。また、お気づきになった点など何でも結構ですので、事務局のほうにお申し付けいただければ関係の資料等も準備いたしますのでよろしくお願いします。

【角田会長】

ありがとうございました。第 2 回目につきましては概ね 8 月頃ということでございますので、また近くなりましたら日程調整の文書をお送りしますので、事務局のほうに提出いただきたいと思います。

それでは今日は第 1 回目の審議会ということで長時間にわたりまして熱心にご議論をいただきましてありがとうございました。これで平成 20 年度第 1 回市民参加制度調査審議会を終了いたします。

平成 20 年 7 月 11 日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会

会長 角田 義寛